

都市公園におけるキッチンカー運営に関する協定書

名古屋市（以下「甲」という。）と*****（以下「乙」という。）は、甲が設置する都市公園内における、にぎわいの創出や利用者の利便性向上を図ることを目的としたキッチンカー運営（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定めるため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 乙は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）、名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号。以下「規則」という。）その他関係法令（甲の定める要綱、要領その他の基準を含む。）の定めに従うとともに、信義に従い誠実に本協定を履行しなければならない。

（実施場所及び実施日時）

第2条 本事業を実施する場所は、下園公園（名古屋市中区錦1丁目12）とする。

2 本事業を実施する日時は、平日（年末年始等を除く。）の午前10時から午後5時までの間において、甲乙協議により決定する。

（事業内容）

第3条 乙は、本事業として次に掲げる業務を行う。

- (1) 出店にかかる事務手続（第6条第1項に定める許可にかかる手続を含む。）
- (2) 出店者の選定
- (3) 出店日の調整
- (4) 出店者の許認可、関係法令遵守の確認
- (5) 出店者の売上、販売数等の情報収集及び甲への情報提供
- (6) 本事業にかかる情報発信
- (7) その他必要な業務

2 前項の業務は、本事業の仕様書及び甲乙協議により決定した実施計画書に基づき行うものとする。

（全部委託の禁止）

第4条 乙は、本事業の全部又は出店者への管理監督責任など主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和9年3月31日までとする。

(許可)

第6条 乙は、本事業のために必要な施設（以下「飲食サービス提供施設」という。）の設置にあたり、法第5条第1項の定めによる公園施設の設置の許可（以下「許可」という。）を受けなければならない。

- 2 事業期間は前条に定める有効期間とし、許可区域は別紙1のとおりとする。
- 3 飲食サービス提供施設として許可区域内に設置することができる施設は、次に掲げるものに限る。
 - (1) キッチンカー
 - (2) テーブル及びイス
 - (3) ゴミ箱
 - (4) 看板、のぼり等出店者の自家用広告物
- 4 乙は、許可期間中であっても、第2条第2項に定める実施日時以外は、飲食サービス提供施設を許可区域から撤去しなければならない。
- 5 甲は、許可に際し、都市公園の管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第7条 許可にかかる使用料（以下「使用料」という。）の額は、*****とする。

- 2 乙は、甲の発行する納入通知書により、甲が定める期限までに使用料を納付しなければならない。

(督促等)

第8条 乙が前条第2項の納付期限までに使用料を支払わないとき、甲は法令の規定に基づき督促を行うことができるものとする。この場合において、当該督促をした後相当の期間を経過してもなお乙が使用料を支払わないときは、強制執行等の手続を行うことができるものとする。

(本事業実施にかかる乙の遵守事項)

第9条 乙は、許可区域内の見やすい場所にゴミ箱を設置し、本事業の実施により発生したゴミを確実に回収しなければならない。

- 2 乙は、火気を使用する場合、消火器を必ず設置するなど安全対策を万全にし、事故防止に努めなければならない。
- 3 乙は、飲食サービス提供施設の設置前及び撤去後、毎回、別紙1に定める清掃実施区域の清掃を行わなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 乙は、許可によって生ずる権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることができない。

(維持管理義務)

第11条 乙は、善良な管理者としての注意をもって許可区域内の維持管理に努め、公園利用者の安全、

災害の防止及び美観の保持に努めなければならない。

- 2 乙は、本事業に起因し、故意又は過失により公園利用者や近隣住民等（以下「公園利用者等」という。）に迷惑をかけ、又は損害を及ぼす行為を行ってはならない。
- 3 乙は、本事業に関し、公園利用者等から苦情又は要望等があった場合は、乙の責任において速やかに解決をしなければならない。
- 4 乙は、本事業に起因し、公園を損傷させ、又は公園利用者等に損害を与えたと知り得た時は、直ちにその内容を書面（電子メールその他の電磁的方法を含む。以下同じ。）により甲に報告するとともに、乙の責任と負担において速やかに解決をしなければならない。

（調査協力義務）

第12条 甲は、本事業について随時その状況を調査することができる。この場合において、甲が必要と認める場合は、乙はこれに合理的な範囲で協力しなければならない。

- 2 乙は、本事業にかかる収支、客数等の実施計画書において定めた事項について、甲の求めに応じ、甲に資料を提出しなければならない。

（届出事項）

第13条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、書面により速やかに甲に対して届けなければならない。

- (1) 乙の本店所在地、商号、代表者その他の重要事項について変更があったとき。
- (2) 乙の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき。

（許可の取消）

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を取り消すことができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために許可区域を必要とするとき。
 - (2) 許可区域に関し、都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき、都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき、その他都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。
 - (3) 乙が第1条に定める関係法令、規程又は本協定の定めに違反したときで、その是正を求める通知を受領後相当な是正期間内に当該違反を是正しないとき。
 - (4) 乙が仕様書で定められた条件を遵守しないとき。
 - (5) その他乙に許可を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき。
- 2 前項の定めにより許可を取り消した場合において、既納の使用料は還付しない。ただし、前項第1号又は第2号に掲げる理由によって許可を取り消した場合又は乙の責めに帰することができない事由による場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第15条 乙は、許可区域を甲に返還するときは、原状に回復した後、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を得なければならない。

2 乙が前項に定める義務を履行しないときは、甲は乙に代わってこれを行い、これに要した費用を乙から徴収する。

(協定の解除)

第16条 甲は、第14条第1項第3号、第4号又は第5号に掲げる理由によって許可を取り消した場合において、本協定を解除することができる。

(秘密保持)

第17条 甲及び乙は、本事業に関する情報（以下「秘密情報」という。）について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者（出店者を除く。）に開示し、又は本協定の履行の目的以外には使用しないものとする。ただし、次のいずれかに該当するものについては、秘密情報から除外されるものとする。

- (1) 相手方から開示を受ける前に、既に自らが保有していたもの
- (2) 相手方から開示を受ける前に、既に公知又は公用となっていたもの
- (3) 相手方から開示を受けた後に、自らの責めによらずに公知又は公用となったもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
- (5) 相手方から開示を受けた情報によらず、独自に開発したもの
- (6) 法令の規定に基づき開示が要求されるもの
- (7) 裁判所により開示が命じられたもの
- (8) 乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示するもの
- (9) 甲が名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）等に基づき開示するもの

(損害賠償)

第18条 乙は、本協定及び許可に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙に故意又は過失がない場合は、この限りでない。

(費用負担等)

第19条 本協定の履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

2 乙は、許可期間が満了した場合又はその他の理由により許可が終了した場合において、許可物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(疑義の決定)

第20条 本協定、仕様書及び実施計画書に定める事項のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第21条 甲乙間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合には、名古屋地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため本書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 名古屋市
 代表者 名古屋市長

乙 * * * * *
 * * * * *
 * * * * *